

危機克服・イノベーション加速に向けた 令和3年度 税制改正共同要望

令和2年10月

一般社団法人	日本化学工業協会	会長	森川	宏平
一般社団法人	日本機械工業連合会	会長	大宮	英明
一般社団法人	日本自動車工業会	会長	豊田	章男
一般社団法人	日本造船工業会	会長	斎藤	保
一般社団法人	日本鉄鋼連盟	会長	橋本	英二
石油化学工業協会		会長	和賀	昌之
石油連盟		会長	杉森	務
日本製紙連合会		会長	野沢	徹

米中対立を発端とした保護貿易主義の台頭などにより、世界経済の不透明感が強まる中、新型コロナウイルスの蔓延は、世界経済に大きなダメージを与え、我が国でも景気や企業業績が大幅に悪化している。また、新型コロナウイルスの影響により、「新しい生活様式」に向けて経済社会のあり方に変革が求められる中、企業自身の変革も不可避となっている。

このような状況において、税制については、当面の危機対応として税負担を抑制することに加え、危機収束後の経済回復期における新しい経済社会の構築を見据え、企業活動の活性化や競争力を強化する観点からの施策が必要である。具体的には、事業基盤刷新等を通じた生産性の向上やイノベーション促進に向け、新たなビジネスやサービスの創出に取り組む企業の投資活動や研究開発活動等を後押しする必要がある。

足下の危機を克服するとともに、イノベーションの加速に向けた基盤整備として、令和3年度税制改正においては、下記の内容を製造業関連8団体の共同要望として要望する。

なお、わが国の法人実効税率については、近年30%を切る水準へ引下げられたとはいえ、米国の大幅な税率引下げを含む諸外国の動向を踏まえると、国際的な競争環境確保の観点から、課税ベースの適正化を図りつつ、実質的な税負担の軽減として実効税率をOECD平均並みの25%以下まで引下げていくことは、経済回復後の中期的な構造課題と位置付けられる。

1. 研究開発促進税制の拡充

アフターコロナの新しい経済社会において競争力を確保するには、デジタル技術を含めた幅広い分野について、これまで培ってきたわが国の技術基盤を更に強化し、デジタルトランスフォーメーション(DX)などのイノベーションを加速することが不可欠である。一方、わが国の研究開発投資の大半が民間企業において行われている中、近年、企業の研究開発投資は伸び悩み、現在の水準は米国と中国の3分の1に過ぎず、新型コロナウイルスの影響による業績低迷により更に投資額の減少が予想される。そのため、研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、企業の研究開発投資を後押しする研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。

新型コロナウイルスの影響で大きなダメージを受けたわが国企業が研究開発投資マインドを維持し、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点からは、法人税額の25%である税額控除限度額の大幅引上げや試験研究費の総額に対する税額控除割合の拡大を行うとともに、研究開発税制が実効性を持つものとなるよう、平成27年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度を復活すべきである。

また、企業によるDXを通じたイノベーション促進への取組みを一層推進するためには、製品開発や生産プロセス改善に用いられるツールや、クラウド・サービスなどのために用いられる自社開発・利用ソフトウェアに係る試験研究費について、研究開発促進税制の対象とすべきである。

2. 繰越欠損金制度の見直し

新型コロナウイルスの影響等により業績が悪化する中、企業において多額の欠損金が計上され、過去から繰越されてきた欠損金の控除スケジュールにも大きな影響が及んでいる。このような中、企業の構造改革を通じた早期再生や経済回復後を見越したリスクの高い事業への投資を後押しするためには、危機対応として繰越欠損金制度の見直しが不可欠である。

わが国における繰越欠損金の控除制度は、諸外国の同様の制度に比べて、繰越期間が短く、

単年度における控除限度額も所得の 50%に抑えられており、極めて制限的と言わざるを得ない。また、繰戻還付制度は、平成 4 年度に適用が停止され、平成 21 年度に中小企業（資本金 1 億円以下）を対象に資金繰り対策として時限的に復活した後、今回の新型コロナウイルスに係る緊急対策で中堅企業（資本金 1～10 億円）に対象が拡大したに留まっている。

日本経済全体の再生を図るためには、サプライチェーン全体での底上げを図る観点から、企業の規模や欠損金の新規・既往の区別なく、繰越控除上限の引上げ、繰越期間の延長に加え、繰戻還付の適用を速やかに措置すべきである。

3. 設備投資促進に向けた税制の整備

生産性向上や将来の成長・競争力強化のため、5G 等の新たなデジタル技術をプラットフォームに、ビッグデータの利活用等を通じた新たなビジネスモデルの創出や、既存ビジネスを柔軟に改変する仕組みとして DX の必要性が指摘されている。一方で、我が国製造業等では設備の老朽化が進んでおり、生産性や競争力の低下が懸念される。併せて、今回の新型コロナウイルス感染拡大により、サプライチェーンの強靱化や複数化の必要性が改めて認識されている。

これらの観点から、危機収束後の我が国の国内生産基盤の再構築のためには、狭義の DX に限定することなく、デジタル技術を活用した既存の事業基盤刷新や、事業継続計画（BCP=Business Continuity Plan）に基づいたサプライチェーン強化等も視野に入れ、ソフトウェア（クラウド・サービス等の導入を含む）や生産設備などを対象に、税額控除など税制上の促進措置を導入すべきである。

また、企業の設備、機械・装置等の償却資産の保有に課されている固定資産税は、国際的に極めて稀な制度であり、DX 実現のための AI・IoT 投資や生産性向上等に向けた革新的な設備投資を促す政策方向にも逆行しており、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。償却資産に対する固定資産税については、近年の税制改正において、中小企業向けの軽減措置のみが順次拡充されているが、わが国におけるサプライチェーン全体の国際的なコスト競争力の観点からは、不十分と言わざるを得ず、撤廃に向けた抜本的な見直しを要望する。

4. 納税等手続きのデジタル化・効率化の推進

アフターコロナにおいては、リモートワークの増加等により、働き方や生活様式などの変革が一層加速することが予想される。このような環境下における企業活動をサポートする観点からも、多大な労力やコストを要する複雑な納税事務の負担軽減を図るべく、納税等の手続きのデジタル化や効率化を速やかに推進して頂きたい。

5. 国際経済の電子化に伴う課題への対応

急速に進展するデジタル経済における税制上の課税解決に向け、OECD などでは国際協議が行われているが、デジタル経済に対応した国際課税制度の見直しについては、国際社会における統一ルールを構築し、二重課税や過度に複雑な制度となることを避け、納税側の過大な事務負担とならないよう働きかけをお願いしたい。

以上